

紹介手数料の返金表

紹介した人材が、自己都合により勤務開始後2ヶ月以内に退職した場合には、既に支払いをいただいております紹介手数料のうち次の金額を依頼者に返金いたします。

就業期間	手数料の返金額
1ヶ月以内	受領額の50%を返金
2ヶ月以内	受領額の25%を返金

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 11-ユ-300662

事業所の名称及び所在地

ヤマトセイコー株式会社

埼玉県秩父市下影森1354-4